**平成２９年（フ）第３９２号**
神奈川県平塚市代官町11番34号　ＡＦＫビル303号
債務者　髙木　大介
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第９４７号**
愛知県常滑市港町５丁目146番地　ベルポート101号
債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３３３号**
神奈川県平塚市東中原２丁目19番19―201号第１イーグルマンション
債務者　佐藤　新治
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３８９号**
神奈川県足柄上郡大井町金子848番地１　フェリース中根105号
債務者　泉　　由香
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３９６号**
神奈川県伊勢原市石田822番地　エリール岩崎301号
債務者　西村　政彦
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第９８号**
広島県福山市千田町２丁目25番18号
債務者　赤羽根三由紀
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第１０６号**
広島県福山市東川口町５丁目16番24―201号、前住所広島県福山市千代田町２丁目14番27号　アメニティタウン千代田Ｃ―102
債務者　芥川　幸枝
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第３３８号**
神奈川県厚木市温水1985番地34　アネックス101、前住所東京都八王子市上柚木２丁目63番地９―402
債務者　蔦森　芳和
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３５１号**
神奈川県平塚市山下1038番地　グレイスタウンＤ―101号
債務者　勝俣　将人
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３５５号**
神奈川県小田原市飯田岡12番地　富水ハイツＦ号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３６７号**
神奈川県南足柄市塚原2244番地　シャーメゾン塚原101、前住所神奈川県南足柄市塚原2924番地５
債務者　須藤　友朗
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３７４号**
神奈川県中郡二宮町二宮624番地の１　エクラタン和Ｂ棟101号、前住所神奈川県中郡大磯町高麗２丁目１番35号　レオパレス湘南Ｂ―106号
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３７８号**
神奈川県厚木市愛甲２丁目16番26号　ドリーム安田202
債務者　加藤　里子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３８２号**
神奈川県平塚市札場町23番11号
債務者　入江美紀子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３９５号**
神奈川県厚木市愛名306番地１　グリーンハイツ愛名４―504
債務者　飯塚　文男
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第１５号**
奈良県五條市田園５丁目18番地の４
債務者　藤本　直哉
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
奈良地方裁判所五條支部